

令和5年4月1日から
消防設備業務等の窓口が変更されます
～消防本部予防課予防審査係への窓口の一元化～

これまで消防本部予防課予防係及び各消防署予防係で行っていた、消防用設備等に関する業務、消防同意に関する業務等の申請窓口が「**消防本部予防課予防審査係**」に一元化されます。

令和5年4月1日から 甲府市伊勢三丁目 甲府地区消防本部予防課
予防審査係が窓口となる業務

- ・ 建築確認に係る業務
- ・ 危険物の許認可等に係る業務
- ・ 消防用設備等の設置、変更等に係る業務（設備の取替え、改修など）
- ・ 火災予防条例で規定する設備の設置に係る業務
- ・ 少量危険物、指定可燃物の貯蔵及び取扱いに係る業務
- ・ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵及び取扱いに係る業務
- ・ 防火対象物使用開始に係る業務（建築確認を要しないもの）

ただし、以下のものは、これまでどおり各消防署の査察係が窓口となります。

- ・ 防火、防災管理に係る業務
- ・ 防火対象物点検、防災管理点検に係る業務
- ・ 消防用設備等の点検報告に係る業務
- ・ 露店に係る届出の業務

場 所

〒400-0856
甲府市伊勢三丁目 8 番 23 号 甲府地区消防本部 3 階

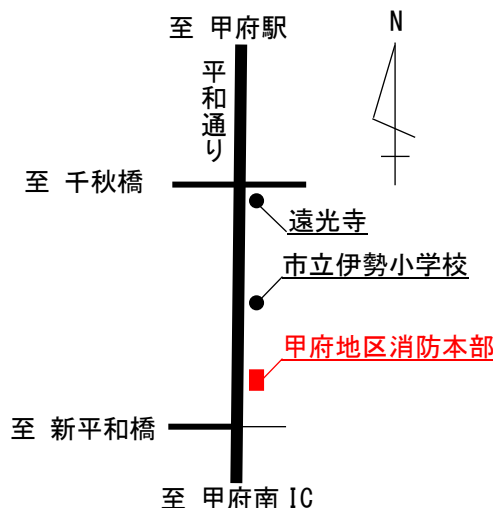
受付時間

午前 9 時から 11 時 30 分まで、午後 1 時から 4 時まで
（土、日、祝日及び年末年始を除く）
※相談がある場合は、事前に予約をお願いします。
予約がない場合は、対応できない場合があります。

その他

現在、各消防署で行っている消防用設備等に関する業務については、
令和 4 年度末（令和 5 年 3 月 27 日から 31 日まで）の相談等は極力お控えください。
また、年度内の検査を希望される場合は、検査済証の受領までを年度内に完了できる
よう計画をお願いいたします。

ご不明な点は、消防本部予防課Tel.055-222-1291 までご連絡ください。



甲府地区消防本部
キャッチフレーズ

甲府地区消防本部